

令和6年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年1月10日（水） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	7番：寺本 眞理子	8番：尾上 春樹
9番：山田 和治	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
----------	----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健
10番：福浦 昌則	11番：木川 保	12番：道崎 伸二
13番：西村 隆	14番：徳永 健次	15番：淵上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第2号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第3号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第4号	芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、5番の〇〇委員、6番の〇〇委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、7番の〇〇委員、8番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第1号、農地法第18条第6項による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 なお、今回の合意解約については、今後の賃借人はまだ未定とのことです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第1号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。 次に、報告第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 この農地中間管理事業というのは、中間管理機構、熊本県の場合は熊本県農業公社のことです。この熊本県農業公社を仲介役として個人間での農地の貸し借りをおこなうことで、これを中間管理事業といいます。今回は熊本県農業公社と借りる側との契約となります。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたの

	で報告するものです。 賃借権設定の部 1 番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は柑橘です。 設定期間は、再設定の 3 年 1 0 カ月となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部 1 番、配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。（使用貸借権とは無償での貸し借りのことです） 耕作する作目は水稻です。 設定期間は、再設定の 5 年となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第 2 号については、これで終わります。 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、上木場開拓公民館の北東側、約 2 5 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で、申請地の一部は隣接する牛舎、現在は廃業されているとのことですが、その牛舎の堆肥やスレート板などが無断で置かれていました。これらについては、牛舎を管理する方と撤去に向けて交渉中とのことでした。申請地を譲り受けたあとは、少しずつ柿や栗の植栽を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 2 ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は県外に居住しており、耕作管理ができないため親類である譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、実家近くにある当

	該地を譲り受け、営農管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、町外に居住されているものの、実家が申請地の近くにあり、営農に支障はなく、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 10 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 この農地法第 4 条については、農地の所有者以外の者が、新たに権利の設定・移転を受け農地を農地以外のものにする、つまり転用することです。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、駐車場です。 なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、泥汨公民館の南西側、約 200 m の場所です。

	現地確認ですが、申請地は申請人の居住する住宅に隣接し、埋め上げて砂利敷の駐車場として利用されていました。西側に田が存在していますが、申請地より2 m以上高く、給水、排水に影響は無いと感じました。 総会資料の4ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 既に施工済みですが、給水はなく、排水は自然透水及び田として利用していた時の排水路を利用して町道沿いの側溝に排水する計画です。 総会資料の5ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。 農地の広がりとは3.8 haです。 総会資料の6ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10 ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、車の所有台数が増えたため、隣接する申請地を一年ほど前に許可を得ず埋め上げ、駐車場として利用していたが、今回、カーポートを設置する計画の段階で、申請地が農地で許可を得なければいけないと知り、農地法に不案内なため、転用申請を怠っていたとの始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を8番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	4日に事務局と現地確認を行いました。 なんら問題ないと思います。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	周囲の農地に影響はなく、なんら問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第2号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は枇杷で、設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 号「芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 4 号、芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定について。 このあっせん基準とは、農地を貸したい・売りたい方が農業委員会に農地を登録し、買いたい・借りたい方へ紹介する事業があり、その中で一つの農地に対して 2 人以上の申し込みがあった場合、どちらに売却・貸し出しを行うかを決めるうえでの基準があります。この基準についての変更となります。 芦北町農地移動適正化あっせん基準について、農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正及び、基本構想の変更に伴い、熊本県知事による審査が行われますので、本町のあっせん基準を改正するものです。 お手元の別紙 1 をご覧ください。今回修正しましたあっせん基準です。削除

	した箇所には横線を、追加で文章を加えた箇所は赤い文字で記入しています。 また、うしろには新旧対象表を記載しています。 今回は実施要領及び基本構想の変更に伴い「地域計画との関係」や「農業を担う者」の記載が行われており、あっせん基準の基準自体の変更はありません。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第４号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第４号については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。